

# 富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成22年9月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則(平成17年規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「設置補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「発電システム」とは、住宅の屋根等に設置するもので、太陽光により発電するシステムをいう。

## (補助金の交付)

第3条 市長は、市内における太陽光を利用したクリーンエネルギーの導入を促進するため、発電システムの設置に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

## (補助金の交付対象者及び申請)

第4条 補助金の交付対象となる者は、市内において新たに自らの居住用住宅に発電システム(最大出力が2kW以上の設備)を設置し、電力会社の系統に連系した者とする。

2 補助金の申請は1申請者(1住宅)あたり1回限りとし、原則として電力会社との系統連系を開始した年度末までに申請すること。ただし、当該年度内に申請できなかった場合に限り、その理由を付けて翌年度の4月30日まで申請することができる。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、5万円とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 設置した発電システムの概要等を記載した書類
- (2) 富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書
- (3) 発電システム設置に係る契約書の写し
- (4) 発電システム設置に係る領収書及び内訳の写し
- (5) 電力会社との系統連系及び電力受給に関する契約を証明できる書類の写し
- (6) 発電システムの設置場所に住所を有していることを証する書類
- (7) 発電システムの設置後の状況を示す写真

(交付の決定等の通知)

第7条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定兼額確定通知書(別記様式)により行うものとする。

(報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、発電システムの設置後2年間、補助金の交付を受けた者に対し、発電システムの設置状況等に係る報告を求めることができる。

(細則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成12年富山市告示第80号)、八尾町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成14年八尾町告示第8号)、

山田村住宅用太陽光発電システム設置補助事業実施要綱（平成14年4月1日施行）又は山田村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成14年4月1日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年6月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

別記様式(第7条関係)

年度富山市住宅用太陽光発電システム設置

補助金交付決定兼額確定通知書

富山市指令 第 号  
年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付けで申請のありました 年度富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

1	交付決定額	金	円
2	確定額	金	円